

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別償却準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()		
資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第	第 第	第 第	計	
	種 類	2					
	構 造 ・ 区 分 ・ 設 備 の 種 類	3					
	細 目	4					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5					
	耐 用 年 数	6				年	
当 期 積 立 額	7		円	円	円	円	
当 期 積 立 限 度 額	当期の特別償却限度額	8					
	前期から繰り越した積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	9					
	積立限度額 (8) + (9)	10					
差 引	積立限度超過額 (7) - (10)	11					
	積立不足額 割増償却の場合 (8) - (7)	12					
	初年度特別償却の場合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0 の場合は (8))	13					
積 立 不 足 額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14					
	当期において切り捨てる積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	15					
	差引翌期への繰越額 (14) - (15)	16					
	翌期への繰越額の内訳	17					
	当 期 分 (12) 又は (13)	18					
	計 (17) + (18)	19					
	当期積立額のうち損金算入額 (7) と (10) のうち少ない金額	20					
	合併等特別償却準備金積立不足額 (8) - (7)	21					
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積立事業年度	22	・ ・	・ ・	・ ・		
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円	円	円	
	期首特別償却準備金の金額	24					
	当期 益金 算入 額	均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{84、60 \text{ 又は } (\text{耐用年数} \times 12)}$	25				
		同上以外の場合による益金算入額	26				
	合 計 (25) + (26)	27					
	期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)	28					

別表十六(九) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第1号)	00616	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第2号)	00618	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第3号)	00620	
中小企業者等が機械等を取 得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	
国家戦略特別区域において機 械等を取 得した場合の特別償 却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00623	
国際戦略総合特別区域におい て機械等を取 得した場合の特 別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域 内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	
地方活力向上地域等において 特定建物等を取 得した場合の特 別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	
特定中小企業者等が経営改善 設備を取 得した場合の特 別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
中小企業者等が特定経営力向 上設備等を取 得した場合の特 別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00602	
認定特定高度情報通信技術活 用設備を取 得した場合の特 別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00654	
事業適応設備を取 得した場合 等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第1項)	00662 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第2項)	00664 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第3項)	00666 ※3	

※1 区分番号「00662」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に情報技術事業適応設備の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「00664」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に事業適応繰延資産となる費用を支出した場合が該当します。

※3 区分番号「00666」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に生産工程効率化等設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00632	「8」欄の金額
特定船舶の特別償却（船舶の特別償却）	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （第43条第1項第1号又は令和3年旧措置法第43条第1項の表の第2号の中欄のイ）	00641	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （第43条第1項第2号又は令和3年旧措置法第43条第1項の表の第2号の中欄のロ）	00643	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （第43条第1項第3号又は令和3年旧措置法第43条第1項の表の第2号の中欄のハ）	00645	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00522	
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （第43条の3第1項の表の第1号）	00609	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （第43条の3第1項の表の第2号）	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00647	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00121	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項の表の第1号)	00455 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項の表の第1号)	00671 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項の表の第2号)	00574 ※3	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項の表の第3号)	00561 ※4	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項の表の第4号)	00537 ※5	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和3年旧措置法第45条第2項の表の第4号)	00576 ※6	

- ※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※2 区分番号「00671」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※3 区分番号「00574」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※4 区分番号「00561」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※5 区分番号「00537」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※6 区分番号「00576」は、令和3年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、振興山村に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第2項)	00649	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第3項)	00651	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00613	
特定都市再生建築物の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条第3項第1号)	00467	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条第3項第2号」、「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」)	00470	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得した場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却 (特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は 「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額